

第 83 号議案

豊後大野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

豊後大野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 9 月 2 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）の一部改正に伴い、本条例において引用する同令の条項のずれが生じたため、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 24 年豊後大野市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「第 2 条の 4 第 5 項」を「第 2 条の 4 第 8 項」に改め、同項第 5 号中「第 2 条の 4 第 4 項」を「第 2 条の 4 第 7 項」に改め、同項第 6 号中「第 2 条の 4 第 5 項」を「第 2 条の 4 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。